「Web OYA-bunko 公立図書館版」利用規定

第１条（本サービスの内容）
「Web OYA-bunko 公立図書館版」（以下「公立図書館版」）とは、公益財団法人大宅壮一文庫（以下「大宅文庫」）が、国または地方公共団体の設置する公立図書館を対象に、インターネット上で提供する雑誌記事索引検索サービスを指します。大宅文庫は本利用規定の全てに同意した契約者（以下「契約図書館」）に「公立図書館版」を提供します。

第２条（「公立図書館版」の著作権）
「公立図書館版」の著作権は大宅文庫に帰属します。この著作権は日本の著作権法及び国際条約により保護されています。

第３条（利用規定の遵守と変更）
契約図書館は本利用規定に従い本サービスを利用するものとします。本利用規定を変更する場合、大宅文庫または販売代理店が新規定施行前に契約図書館に通知します。

第４条（利用契約）
１．利用契約は、図書館から所定の利用申込書が直接または販売代理店経由で大宅文庫に提出され、大宅文庫がその図書館にＩＤ等記載の利用開始通知書を発行することにより開始します。利用開始日は利用開始通知書に記載します。
２．契約図書館は利用申込書記載事項に変更を生じた場合は、すみやかに大宅文庫または販売代理店に通知するものとします。通知を行わなかったために契約図書館が被る損害については、責任を負わないものとします。また、変更により本サービス利用に支障を生じた場合は契約図書館が責任を負うものとします。
３．大宅文庫は契約図書館の情報を、許可なく第三者に告知しません。

第５条（契約期間）
利用契約の期間は４月１日から翌年３月３１日までの１年単位とします。ただし、年度途中から利用開始する場合は、初年度のみ開始月から３月３１日までとします。

第６条（利用契約の解除）
１．契約図書館が本サービスの利用契約を解除する場合は、利用終了通知書を大宅文庫または販売代理店に提出するものとします。利用終了通知書に記載の終了日または３月３１日をもって本サービスの提供を終了します。
２．契約図書館が利用料金を別に定める支払期限日までに納付しないとき、利用契約は終了するものとします。
３．契約図書館が本規定の定めに違反した場合は改善を要請し、応じなければ本契約を解除することができるものとします。
４．契約図書館が第１２条に定める「利用上の禁止行為」を行った場合、利用契約を解除できるものとします。
５．中途解約の場合、契約図書館に残余月数分の利用料金を返還します。契約図書館が中途解約月までの未納利用料金がある場合は、大宅文庫または販売代理店に納付するものとします。

第７条（「接続方式」及び「利用者」）
１．本条の「利用者」とは、「公立図書館版」で本サービスの機能を直接使用する者を指します。
２．「公立図書館版」の接続方式は「ＩＰアドレス認証方式」及び「ＩＤ・パスワード（以下ＰＷ）認証方式」の２方式とします。契約図書館は上記の接続方式のどちらかを選択して本サービスを利用するものとします。
３．「ＩＰアドレス認証方式」の場合、契約図書館職員及びその利用者が、本サービスを使用できます。大宅文庫は契約図書館を特定できる固有のＩＰアドレスのみ承認します。他の契約図書館及び自治体並びに教育委員会等で共用しているＩＰアドレスは登録できません。登録方法については「ＩＰアドレス登録の注意書」で別に定めるものとします。極めて多数のＩＰアドレスなど大宅文庫で対応困難なＩＰアドレスは登録できません。
４．契約図書館利用者にＶＰＮ等を使用して、契約図書館の外部から登録ＩＰアドレスに接続させてはいけません。利用者の使用は契約図書館内に限ります。また契約図書館内においても図書館の管理下にない機器を使用して接続させてはいけません。
５．「ＩＤ・ＰＷ認証方式」の場合、契約図書館職員は大宅文庫が発行するユーザーＩＤとＰＷにより、本サービスを利用できます。契約図書館利用者が本サービスを直接使用することはできません。契約図書館はＩＤ・ＰＷを、契約図書館利用者を含む第三者に譲渡、貸与、開示することはできません。契約図書館はＩＤ・ＰＷが契約図書館利用者を含む第三者に不正使用されないように適正に管理するものとします。
６．契約図書館はＩＤ・ＰＷの管理不十分、使用上の過誤、第三者の不正使用などに起因するすべての損害に責任を負うものとします。

第８条（「収録データ」の印刷及び提供）
契約図書館が「公立図書館版」の検索データの印刷物を、契約図書館利用者に提供することを認めます。この際に手数料（実費）を徴収することも認めます。

第９条（利用料金）
１．本サービスの利用料金は、別に定める「公立図書館版利用料金表」に基づきます。
２．利用料金を改定する場合、前年度の６月末日までに直接または販売代理店経由で契約図書館に通知します。
３．契約図書館は「同時アクセス数」を一年単位で設定するものとします。「同時アクセス数」は利用契約期間内で変更することはできません。契約図書館が契約期間満了により、４月１日に利用契約を更新する場合に変更できます。変更内容を２月末日までに、書面で直接または販売代理店経由で大宅文庫に通知します。
４．契約図書館は１ヶ月に満たない利用月についても、１ヶ月分の利用料金を大宅文庫または販売代理店に納付するものとします。
５．本サービスの利用料金は「年間固定料金」とします。「一括前納」は利用開始月から翌年３月までの月数に、所定の月額料金を掛けた利用料金（税込）を納付するものとします。
６．一括前納が困難な場合は、分納を選択できます。「６ヶ月」「３ヶ月」「毎月」から選択し、利用料金（税込）を納付するものとします。「一括後納」も選択できます。
７．大宅文庫または販売代理店は、契約図書館に対し前項に定めた納付に基づく「公立図書館版利用料金」の請求書を発行します。契約図書館は所定の支払期日までに指定の銀行預金口座に振込み、振込手数料を負担するものとします。

第１０条（サービス内容の変更等）
１．契約図書館に通知せずに本サービスの提供データの追加及び改変をできるものとします。
２．不測の事態の発生またはシステムメンテナンス等により本サービスを一時休止する場合があります。その際は大宅文庫のホームページ等で告知します。
３．大宅文庫はシステムトラブルによるサービス休止に対し、契約図書館に賠償責任を負わないものとします。

第１１条（利用環境及び動作保証）
１．大宅文庫は契約図書館が本サービスの利用に関連して使用するシステム及び機器並びにソフトウェアについて動作保証を行いません。
２．契約図書館の利用環境により障害が発生し、本サービスの利用が停止した場合、停止期間中の利用料金を返還しないものとします。

第１２条（利用上の禁止行為）
１．「ＩＰアドレス認証方式」の場合、契約図書館が利用者を含む第三者に、施設外からや、契約図書館の管理下にない機器で本サービスを直接使用させること。
２．「ＩＤ・ＰＷ認証方式」の場合、契約図書館が利用者を含む第三者に直接使用させることや、ＩＤ・ＰＷを開示したり、使用させること。
３．本サービスのデータを許諾なく、複製やインターネットへのアップなどをすること。
４．契約図書館及びその利用者が、大宅文庫及び第三者に迷惑や不利益を与える等の行為や、本サービス提供に支障をきたすおそれのある行為。
５．契約図書館及びその利用者が、大宅文庫及び第三者の著作権その他の権利を侵害する行為。

第１３条（免責事項）
大宅文庫は、本サービスにより得たデータにより契約図書館及びその利用者が被った損害について責任を負わないものとします。

２０２５年４月１日改定

公益財団法人大宅壮一文庫